
令和3年度
教育委員会事務点検・評価報告書
(令和2年度事業・取組)



令和3年8月
尼崎市教育委員会

目次

I	概要	1
1	点検及び評価の趣旨.....	1
2	点検及び評価の方法.....	2
3	知見の活用.....	2
4	教育委員会の構成.....	3
II	教育委員会の活動状況	4
1	教育委員会会議.....	4
2	教育委員協議会.....	8
3	尼崎市総合教育会議.....	9
III	尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策(事業)の執行状況	10
1	就学前教育.....	14
2	義務教育	18
3	高等学校教育.....	22
4	豊かな心の育成、いじめ防止	24
5	不登校対策.....	28
6	特別支援教育.....	32
7	教育環境の整備.....	36
8	教員の育成・勤務環境の整備	44
9	学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実.....	48
10	文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供.....	52
IV	外部有識者による総評	57
V	参考	58
1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	58
2	施策（事業）一覧.....	58

I 概要

1 点検及び評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条」に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、令和 2 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価した結果を報告するものです。

また、尼崎市教育委員会では、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする、尼崎市教育振興基本計画を策定しており、計画を着実に推進していくため、P D C A サイクル（PLAN:計画－DO:実施－CHECK:評価－ACTION:改善）の考え方に基づき、計画の進行管理を行います。事務点検・評価は、この進行管理を兼ねており、その結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、より着実に計画を進行させることを目的としています。

尼崎市教育振興基本計画とは

平成 30 年 6 月に閣議決定された国の第 3 期教育振興基本計画、尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画を踏まえ、長期的な展望に基づき、5 カ年スパンの教育施策の方向性を示すとともに、市民の皆様とのビジョンの共有を目指し、基本理念と 10 項目の各論で構成した計画。

教育の基本方針

未来志向の教育
個の尊厳や人権の尊重
家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）



各 論

- 1 就学前教育
- 2 義務教育
- 3 高等学校教育
- 4 豊かな心の育成、いじめ防止
- 5 不登校対策
- 6 特別支援教育
- 7 教育環境の整備
- 8 教員の育成・勤務環境の整備
- 9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実
- 10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供

2 点検及び評価の方法

今回の点検及び評価は、尼崎市教育振興基本計画に基づく10項目の各論に添って施策・事業を分類し、それぞれの施策・事業についての評価と、課題・方向性の検証を行いました。

3 知見の活用

点検及び評価の実施にあたっては、その客観性及び公平性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方2名に外部有識者としてご協力いただきました。

外部有識者には、各基本的な方策の点検及び評価に対して具体的な指導・助言をいただくとともに、事務点検・評価全般について総評をいただきました。

なお、総評の内容については、P57【IV 外部有識者による総評】に掲載しています。

<外部有識者>

氏名	職名
堀田 博史 氏	園田学園女子大学 人間教育学部 教授
川上 泰彦 氏	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科（教職大学院） 教授

4 教育委員会の構成

教育委員会は、政治的中立性を維持しつつ、安定性・継続性を確保して教育行政を管理・執行するため、首長から独立した合議体の執行機関として設置されています。

尼崎市教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織されています。

<尼崎市教育委員会（令和3年8月1日現在）>



白畑 教育長



徳山教育長職務代理者



太田垣 委員



中平 委員



正岡 委員

役職名	氏名	職業など	任期
教育長	白畑 優	—	令和3年4月1日～令和4年3月31日
教育長職務代理者	徳山 育弘	弁護士	平成31年4月1日～令和5年3月31日
委員	太田垣 亘世	宮司	令和2年4月1日～令和6年3月31日
委員	中平 了悟	住職	令和3年4月1日～令和7年3月31日
委員	正岡 康子	元高校教諭	令和3年4月1日～令和4年3月31日

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会定例会は、原則として毎月第4月曜日に開催し、臨時会を必要に応じて開催しています。

【教育委員会会議について】

(令和2年度開催分) 定例会 12回、臨時会 11回

4月 3日(臨時会)

協議・報告 教育長職務代理者について

4月 27日(定例会)

議案第31号 職員の人事について

5月 11日(臨時会)

報告第2号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
協議・報告 新型コロナウイルス感染症対策に係る既実施取組について
協議・報告 令和元年度あまっ子ステップ・アップ調査の結果について

5月 25日(定例会)

議案第32号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第33号 職員の人事について
議案第34号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
議案第35号 令和3年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について
協議・報告 6月1日からの学校の再開について

6月 22日(定例会)

報告第3号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第36号 尼崎市修学援助金の交付に関する規則の一部を改正する規則について
議案第37号 尼崎市立高等学校学則の一部を改正する規則について
議案第38号 尼崎市社会教育委員の委嘱について
議案第39号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
協議・報告 2学期以降の学校運営について

7月 13日(臨時会)

報告第4号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
報告第5号 尼崎市社会教育委員の解嘱について
報告第6号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の解嘱について

議案第 40 号	尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
議案第 41 号	尼崎市社会教育委員の委嘱について
議案第 42 号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
議案第 43 号	尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について
7月 27日（定例会）	
議案第 44 号	令和2年度 教育委員会事務点検・評価報告書について
議案第 45 号	職員の人事について
議案第 46 号	令和3年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
議案第 47 号	尼崎市社会教育委員の解嘱について
議案第 48 号	尼崎市社会教育委員の委嘱について
8月 24日（定例会）	
議案第 49 号	令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第 50 号	職員の人事について
議案第 51 号	職員の人事について
議案第 52 号	尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
協議・報告	学校給食センター整備運営事業の進捗状況について
9月 28日（定例会）	
報告第 7 号	物件の買入れについて
議案第 53 号	尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則について
10月 12日（臨時会）	
議案第 54 号	職員の人事について
議案第 55 号	職員の人事について
10月 26日（定例会）	
議案第 56 号	指定管理者の指定について
11月 2日（臨時会）	
議案第 57 号	尼崎市立高等学校教育審議会条例の一部を改正する条例について
議案第 58 号	尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例について
議案第 59 号	尼崎市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 60 号	尼崎市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について

11月 24日（定例会）	
議案第 61 号	令和 2 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第 62 号	令和 3 年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
議案第 63 号	令和 3 年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
議案第 64 号	令和 3 年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
協議・報告	生涯学習プラザの取組みについて
協議・報告	尼崎市文化財保護審議会への諮問について
12月 21日（定例会）	
議案第 65 号	職員の人事について
1月 18日（臨時会）	
議案第 1 号	尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	尼崎市学校給食費調整基金条例について
議案第 3 号	尼崎市立学校給食センター条例について
議案第 4 号	職員の人事について
1月 25日（定例会）	
議案第 5 号	丹波少年自然の家事務組合からの脱退に係る教育委員会の意見について
協議・報告	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）
2月 1日（臨時会）	
議案第 6 号	令和 2 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第 7 号	令和 3 年度尼崎市一般会計教育関係予算について
協議・報告	令和 3 年度教育委員会事務局組織改正について（案）
2月 15日（臨時会）	
議案第 8 号	職員の人事について
議案第 9 号	職員の人事について
2月 22日（定例会）	
議案第 10 号	職員の人事について
議案第 11 号	職員の人事について
協議・報告	行事精選について
3月 9日（臨時会）	
協議・報告	第三者委員会からの答申について
3月 12日（臨時会）	
議案第 12 号	職員の人事について

3月 18日（臨時会）

議案第 13 号	令和 2 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第 14 号	令和 3 年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第 15 号	職員の人事について
議案第 16 号	職員の人事について
議案第 17 号	職員の人事について

3月 22日（定例会）

議案第 18 号	尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 19 号	尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
議案第 20 号	尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
議案第 21 号	尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
議案第 22 号	尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について
議案第 23 号	尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令について
議案第 24 号	尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について
議案第 25 号	尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
議案第 26 号	尼崎市指定文化財の指定について
議案第 27 号	職員の人事について
議案第 28 号	職員の人事について
議案第 29 号	職員の人事について
協議・報告	あまっ子体力向上プランについて
協議・報告	尼崎市立図書館基本的運営方針の策定について

2 教育委員協議会

原則として偶数月第2月曜日に、教育委員と教育委員会事務局との意思疎通を図りつつ、教育委員への速やかな情報提供と審議にあたっての理解を深める中で、的確な判断のもと教育施策の充実を図るため開催しています。

【教育委員協議会について】

(令和2年度開催分) 4回

7月 13日

- ・令和3年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について

8月 11日

- ・下坂部小学校のコミュニティ・スクールの取組について
- ・その他

10月 12日

- ・小田地域課の取組について
- ・小田南生涯学習プラザの施設見学について

1月 18日

- ・令和3年度向け教育委員会の主要事業(案)について
- ・令和3年度教育委員会定例会等の日程(案)について

3 尼崎市総合教育会議

尼崎市総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために開催しています。

【尼崎市総合教育会議について】

(令和2年度開催分) 2回

7月 13日

- ・体罰実態調査（アンケート）の結果について
- ・体罰のない社会を実現するための基本方針について
- ・体罰根絶に向けた有識者会議「議論のまとめ」及び今後の取組について

3月 22日

- ・重大事態について
- ・体罰根絶に向けた本年度の取組状況について
- ・子どもの権利擁護に向けた取組状況について

Ⅲ 尼崎市教育振興基本計画に掲げる施策（事業）の執行状況

尼崎市教育振興基本計画に掲げる取組方針をもとに各施策（事業）の執行状況等を記載しています。

【14 ページ以降の評価書の見方】

1 ○○○○ -○○○○○○○○○○○○○○○-

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ ○○○○・・・
- ・ ○○○○・・・

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ ○○○○・・・
- ・ ○○○○・・・

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ ○○○○・・・
- ・ ○○○○・・・

尼崎市教育振興基本計画の各論分類ごとに項目を設け、計画に掲げる「将来の目指す姿」「計画期間の早期に実施を目指す取組」ⁱ「計画期間内に実施を目指す取組」ⁱⁱを転記しています。

ⁱ 計画期間である5年間のうち、1・2年目までの実施を目指す取組

ⁱⁱ 計画期間である5年間のうち、主に3・4・5年目での実施など、計画期間内での実施を目指す取組

◆○○○○ <主担当課：○○課>

目的					
取組と成果	施策（事業）の目的やこれまでの取組と成果、今後の課題について記載しています。	02-1	02-2	03-1	03-2
課題		03-4			その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	これまでの取組と成果、課題を踏まえ、令和3年度に取り組む（取り組んでいる）事項について記載しています。				

施策評価との関係

○

本市の施策評価において関連する施策・施策の展開方向に“○”を付けています。

【参考：尼崎市施策評価における施策名・施策の展開方向】

施策名	施策の展開方向	内容
02	生涯学習	1 主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。
		2 健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。
03	学校教育	1 確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。
		2 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。
		3 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。
		4 子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。
04	子ども・子育て支援	3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
14	魅力創造・発信	1 まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。
		4 まちの歴史をともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組みます。

- 10 -

－ 主な施策（事業）のポイント －



ICT活用等による学力向上に向けた取組

各論 2・7・8

取組と成果

- 校内ネットワーク環境の整備及び児童生徒一人一台端末の配備 (p42)
- 「授業デザイン 3つの視点」(中学校版学力向上の手引き)の策定 (p19)
- あまっ子ステップ・アップ調査におけるD層(※)の割合減少 (p19)

R1 : 28.1%

R2 : 27.2%

R3 取組方針

- 全小・中学校へのICT教材(学習支援ドリル)の導入 (p19)
- ICTを活用した授業方法に関する先進的研究の実施 (p47)



※全国の総合学力調査の総受験者数を、上位から順に25%ごとにA～D層の4つに分け、その中のD層に属する本市の児童生徒の割合



こどもの安全・安心を守る取組 (いじめ・体罰の根絶など)

各論 4・5・8

取組と成果

- いじめ防止研修の充実や指導主事の学校訪問等によるいじめ認知件数の増加 (p25)
- 体罰の根絶に向けた特別研修の実施 (p46)

R3 取組方針

- 「体罰等防止ガイドライン」の策定及び教員への周知 (p46)
- 不登校児童生徒の通う教育支援室(ほっとすてっぷ)の増設及びオンライン学習支援のモデル実施 (p29)



地域とつながる高校改革の推進 (p23)

各論 3

取組と成果

- 市立尼崎高校体育科の新カリキュラム策定
- 各市立高校における課題解決型学習の実施

R3 取組方針

- 市立尼崎高校における新カリキュラムのための設備整備
- 市立尼崎双星高校における新たな地域課題解決型学習の展開





就学前教育

各論 1

取組と成果

- 市立幼稚園における長期休業日を含めた一時預かりの実施 (p15)
- 市内モデル校園所での幼保小連携の取組の実施 (p16)

R3取組方針

- 「尼崎市立幼稚園あり方検討会」の設置による今後の市立幼稚園のあり方検討 (p15)



中学校給食の実施 (p41)

令和4年1月
開始予定

各論 7

取組と成果

- 学校給食センターの施設整備
- 食物アレルギー対応や学校現場での給食指導に用いるマニュアルの策定

R3取組方針

- 運営シミュレーションなどの開業準備
- 教員向けの研修会の実施や昼休み時間の変更など運用面における受入れ体制の構築



文化・教養にかかる教育の充実

各論 10

取組と成果

- 令和2年10月の歴史博物館開館 (p53)
- 図書館基本的運営方針の策定 (p56)

来館者
約2万5千人

R3取組方針

- 歴史博物館における企画展・特別展の開催 (p53)
- 図書館における電子書籍の導入 (p55)

※このページには主な内容を掲載しています。
各施策（事業）の取組状況はP14以降をご覧ください。

(このページは白紙です)

1 就学前教育 ―後伸びする力や生きる力の基礎などを育成―

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児期に求められる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る教育の一層の充実により、後伸びする力や生きる力の基礎ⁱなどを育みます。
- ・ いわゆる小1プロブレムⁱⁱなどの課題が起こることのないよう、アプローチ・スタートカリキュラムの充実により、幼保小の一層の円滑な接続を目指します。
- ・ 少子化や幼児教育の無償化など、就学前教育を取り巻く状況を踏まえ、保育所や認定こども園なども含めた就学前教育のあり方を検討する中で、公立施設の役割の整理に取り組みます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 「幼保小連携推進事業」の全市展開・地域の状況に応じた特色化
- ・ 就学前教育、小学校教育それぞれが求める教育内容を踏まえた、アプローチ・スタートカリキュラムの一層の充実に向けた改訂
- ・ 就学前の子どもを持つ保護者が1人で悩みを抱えることのないよう、就学前における保育の体験、保護者同士の交流や悩みを相談できる場の充実
- ・ 保護者のニーズ、特別支援教育の充実など、公立施設としての役割を踏まえた、公立幼稚園の認定こども園化、3年保育の実施、幼保連携の観点からの機能整理、公立幼稚園の再配置など、今後の就学前教育のあり方の検討
- ・ 「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」（平成26年12月尼崎市・尼崎市教育委員会）や、平成30年度から施行された幼稚園教育要領を踏まえた、就学前教育の質の向上に向けた研修体制の構築

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 今後の就学前教育のあり方の検討を踏まえた、施設・設備・備品や教員研修の充実など、具体的な施策の実施による就学前教育の質の向上



i 幼児教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくること、「後伸びする力」を培うことを重視しています。また、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」からなる、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。

ii 子どもが十分な社会性を身につけることができないまま小学校生活に入ること、精神的にも不安定さを持ち、周りの子どもとの人間関係をうまく構築できず、集団生活になじめないなどの課題が生じていること。

◆就学前教育のあり方の検討 <主担当課：幼稚園・高校企画推進担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	将来に向けた市立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、教育内容の充実策のほか、少子化を見据えた効果・効率的な運営体制や市内各就学前施設との関係等、尼崎市立幼稚園のあり方について広く検討していく。					
取組と成果	令和2年度は、こども青少年本部会議において、待機児童解消に寄与することを目的とした市立幼稚園と市立保育所との統合による認定こども園化に向けた方向性や市立幼稚園の保育資源としての活用方法についての議論を行った。					○
課題	幼児教育・保育の無償化の影響等により、2年保育である市立幼稚園利用ニーズが減少しており、今後の就学前児童の将来推計を踏まえるとさらなる減少が見込まれる。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和3年度より「尼崎市立幼稚園あり方検討会」を設置し、市立幼稚園の現状と将来の課題を検証し、機能と役割を再整理するとともに、市立幼稚園だけではなく就学前教育を担う各主体がそれぞれ担うべき役割を整理する中で、今後の目指すべき方向性を定めていく。					

◆市立幼稚園一時預かり事業 <主担当課：幼稚園・高校企画推進担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	全ての市立幼稚園で、教育課程に係る教育時間終了後などの時間帯に、保護者から希望がある園児の一時預かりを行うことにより、働きながら子育てする家庭等を支援する。					
取組と成果	長期休業日を含めた通年による一時預かりを市立幼稚園9園全園で実施した。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用対象を保育の必要性がある園児に限定し実施した。延べ利用者数は、令和元年度は15,404人、令和2年度は7,001人であった。					○
課題	令和3年3月に実施した在園児の保護者アンケートより、就労を理由とした預かり保育時間の延長を求める要望が多数あったことから、現在16時半までとしている預かり保育の実施時間の見直し等の検討が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和3年度に設置する「尼崎市立幼稚園あり方検討会」において、市立幼稚園の保育資源としての活用方法について協議するものとし、現在の在園児を対象とした預かり保育時間の延長や0~2歳の待機児童を受け入れる幼稚園型一時預かり事業Ⅱの実施を含む検討を行う。					

◆幼保小連携推進事業 <主担当課：幼稚園・高校企画推進担当>

		施策評価との関係				
目的	市立幼稚園の教育内容の効果・効率的な運営体制を確立するため策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げた6つの柱を推進する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	市立幼稚園が軸となって市内モデル校園所での幼保小連携に取り組み、より多くの実践例が蓄積する中、公立・私立の就学前施設と公立小学校教員らを対象とした意見交換会や全体会を実施することにより、お互いの教育内容の違いや接続期カリキュラムの必要性について共通理解を行うことができ、幼児期と児童期の学びの滑らかな接続を推進したとともに、幼保小連携推進委員会を設置し、幼保小の円滑な接続のための教育課程の編成に向けた協議を行った。また、コロナ禍の連携推進のためにZoomの活用を行うことで全体会での小学校参加率100%を達成したほか、就学前施設において実施が義務付けられている、育ちの記録を小学校に引き継ぐことを目的として行う幼稚園指導要録等の必要書類の小学校への送付について、実施を徹底するよう市内全就学前施設に対して周知を図った。					○
課題	市立幼稚園は、就学前教育のセンター的機能を担っているという自覚を持ち、小学校との縦の連携と公私保育所、私立幼稚園との横の連携を具体的により一層構築していく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	カリキュラム実践モデル校園所2地区の新たな設置、推進を行い、育ちの接続のために市立幼稚園が軸になりアプローチ時期の保育公開を行う。また、幼保小連携推進委員会において、各主体が必要性をもち連携推進していくためのリーフレット作成とカリキュラム改訂を進める。					

(このページは白紙です)

2 義務教育 — 確かな学力の保証・自己肯定感の醸成 —

◆ 将来の目指す姿 —

- ・ 多様性を受容し、思いやりに満ちた人間関係が構築でき、社会と積極的に関わることができる、豊かな心の育成を目指します。
- ・ 全国学力・学習状況調査結果のほか、本市独自の取組である、あまっ子ステップ・アップ調査や尼崎市学びと育ち研究所の研究の結果を踏まえ、本市教育の傾向などを分析し、「尼崎市版 授業改善の視点」を絶えず見直すなど、指導力の向上を図り、確かな学力の保証を目指します。
- ・ 学力・体力向上の面では、全国平均や他者との比較だけでなく、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、自己肯定感ⁱの醸成、困難な課題に対しても、チャレンジできる力の育成を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 —

- ・ 「授業改善・学力保証推進チーム」による指導・助言サイクルの継続実施を踏まえた「尼崎市版 授業改善の視点」のバージョンアップ
- ・ 自己肯定感や未来に向かうモチベーションを育むため、キャリア教育の充実やきめ細かなステップでの評価機会の設定などをまとめた「中学校版学力向上の手引き」の作成
- ・ 基礎学力向上等を目的とした短時間学習における定期的な定着度の確認の実施
- ・ 新学習指導要領への対応に向けた、ALTⁱⁱの配置、英語コミュニケーション力調査導入など、外国語教育環境の整備
- ・ 児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に掴むため、全小・中学校での新体力テストの実施
- ・ 児童生徒や教員への体力・運動能力向上に向けた指導を行う運動指導員の全小学校への派遣
- ・ 各種教育施策の成果と課題を踏まえ、限られた授業時間数の中での、より効果的なカリキュラムへの見直し



◆ 計画期間内に実施を目指す取組 —

- ・ 学力・生活実態調査やあまっ子ステップ・アップ調査の結果の分析、これらと連携した尼崎市学びと育ち研究所における研究を踏まえた、「知・徳・体」のバランスのとれた施策の実施
- ・ 児童生徒個々人の習熟度にあった課題の出題などができるデジタル教材の活用
- ・ 本市の児童生徒の状況や先進自治体の取組を踏まえた、さらなる外国語教育の充実
- ・ 学校教育のすべての機会を実施可能な体力向上の取組をまとめた「(仮称)あまっ子体力向上プラン」を策定するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組(運動ドリル、種目別ウォーミングアップ、伸ばしたい力別運動など)
- ・ 民間教育事業者との連携など、実験的に導入した新しい教育手法の特徴や成果と課題を踏まえた教育施策の展開

i 自分に対する肯定的な意識のことで、日本の子ども達の自己肯定感は諸外国に比べ低い状況にあります。

ii 外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略。

◆学力定着支援事業 <主担当課：学校教育課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	ひとりひとりのつまずきを早期に把握し、解消するために、きめ細かな支援を行うことで、学習意欲の向上と基礎学力の定着を図り、全ての児童生徒の学力を保証する。					
取組と成果	全ての小・中学校で放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個をサポートする人材を配置し、つまずきに対して早期に対応できる機会を提供することで基礎学力の向上を図った。令和2年度「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果によると、前年度よりもD層 ⁱ の割合が減少傾向にある。特に小学校5・6年生は、国語・算数ともにほとんどのC・D層を減少させる改善が見られた。			○		
課題	令和2年度「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果によると、小学1年生のD層が30%以上、また、中学2年生の社会科においては、中学1年生のときと比較してD層が5%以上増加するという結果が見られた。小・中学校全教科のD層の割合は平均して27.2%であり、引き続き、D層の割合の減少に向けた取組が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	児童生徒一人ひとりのつまずきの分析や習熟度に合わせた効果的・効率的な学習を進めるため、小・中学校一人一台端末整備を機に、学習支援ドリル（ICT教材）を導入し、帯学習や授業の中で積極的に活用していく。					

◆授業改善推進事業 <主担当課：学校教育課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力や判断力を養うため、全ての学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。					
取組と成果	指導主事が学期に一度学校を訪問・指導し、授業の質的な改善を図るとともに、各校における講師の招聘等に係る経費等を支援した。また、「授業デザイン3つの視点」（中学校版 学力向上の手引き）の策定とともに、全ての小・中学校の管理職と学力向上担当者を対象に研修会を実施し、情報共有を図った。			○		
課題	「あまっ子ステップ・アップ調査」における主体的・対話的で深い学びに関する項目について、肯定的な回答をした児童生徒の割合 ⁱⁱ は、全国と比較すると小学校△3.3%、中学校△8.6%で前年度より低かった（前年度：小学校△3.3%、中学校△3.4%）。コロナ禍で対話的な活動が制限されていたが、一層の授業改善が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	基礎学力の向上を図るため、令和2年度末に策定した「授業デザイン3つの視点」（中学校版 学力向上の手引き）が各学校の授業場面で活用されるよう、指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善に取り組む。					

i 全国の総合学力調査の総受験者数を、上位から順に25%ごとにA～D層の4つに分け、その中のD層に属する本市の児童生徒の割合

ii 「○○（各教科）の授業で、グループで話し合いや教え合いをしている」という設問に対して、「とてもあてはまる」「まああてはまる」（小学1年生～小学3年生については「はい」）と答えた児童生徒の割合

◆英語教育推進事業 <主担当課：学校教育課>

		施策評価との関係				
目的	コミュニケーション（話す力・聞く力）を中心とした国際社会で活躍できる英語力の育成を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	外国人外国語指導助手（ALT）を15名から23名に増員するとともに、市内の中学2年生に対するコミュニケーション調査や中高教員に対する実践的研修を実施した。令和2年度「あまっ子ステップ・アップ調査」における「英語の授業が楽しい」と答えた小・中学生の割合は74%であった。全国学力・学習状況調査は令和2年度は実施されず、兵庫県教育委員会調査による「中高生が授業で英語を用いた活動」を行う割合は47%であった。（令和4年度：目標値70%）			○		
課題	令和2年度にはコロナ禍により、コミュニケーションを重視した授業づくりに関する研修の規模を縮小せざるを得なかった。現状、中学校においては月に1週間、ALTを複数派遣しているが、小学生と比較すると、中学生がネイティブスピーカーと話す機会が少ない。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 （新規・拡充等）	コロナ禍で規模縮小せざるを得なかった研修を、感染状況を踏まえつつ、対面やオンライン等を組み合わせて実施するなど、できる限り充実させていく。コミュニケーション調査の結果や研修内容を、授業改善に生かしていくとともに、その取組等について学校と情報共有を図る。					

◆あまっ子ステップ・アップ調査事業 <主担当課：学び支援課>

		施策評価との関係				
目的	児童生徒の学力と生活実態の状況を把握し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、教育活動に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、小学1年生から中学2年生を対象に学力調査と生活実態調査を実施する。また、研究部会を設け、調査結果を踏まえた取組を全ての小・中学校で展開し学力向上を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	令和2年度は、本調査結果によるエビデンスをもとにした学力向上プランを各校で作成し、それに基づいた取組を行った。また、実践報告会を行い、学力向上に関する有効な取組の共有化を図った。なお、3年間の経年変化を分析したところ、特に小学校において、多くの学年で学力向上の成果が見られた。			○		
課題	3年間の結果を経年比較し、学年や学級まで細かく各担任が分析し効果的な手立てを行えている学校が鮮明になった。このような学校の取組を綿密に調べて他の学校に一般化することが今後の課題である。また、中学校においては、教科による結果のばらつきが見られたため、教科ごとに授業改善を工夫していくことが課題である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 （新規・拡充等）	中学校においては、市内教科研究会とも連携する中で授業改善を図り、また、全ての小・中学校の3年間の取組で学力向上の成果があった学校、意識調査において良好な学校の取組を市内で共有する。					

◆体力・運動能力の向上 <主担当課：保健体育課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	児童生徒の運動意欲や体力、運動能力の向上を図るとともに、教員の指導力向上を図ることで、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続していこうとする資質・能力の高揚を目指す。					
取組と成果	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、体力向上に向けた様々な事業が予定通りに実施できなかった。しかしながら、数校ではあるが運動指導員の派遣、体力向上部会の実施から令和3年度に向けての課題整理ができた。			○		
課題	令和3年度版「あまっ子体力向上プラン」に基づく各校の取組が円滑に実施できるように教育委員会内、関連団体と定期的に打合せを行い、義務教育9年間を見通した保健体育の指導を目指し、小・中学校の連携の支援を進めていく必要がある。また、指導員の派遣について、全ての小学校でスムーズに運用できるように、学校とスポーツ振興事業団との調整を行うほか、体育指導と社会体育との連携の取組で体力向上の推進を進めていく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	教育における知・徳・体の「体」に関して、各学校が組織的に継続的な取組の実施が進められるよう、学校現場や関連機関と調整を図りながら、令和3年度版「あまっ子体力向上プラン」を基にした各学校の取組を進めるほか、新体力テストや意識調査の分析を行う。					

3 高等学校教育 ー市立3校の特色化・これからの社会で求められる力の育成ー

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 市立の高等学校として求められる役割、市立高等学校3校のそれぞれの特色、普通科、体育科、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科それぞれの特徴を踏まえた、高等学校教育の一層の充実を目指します。
- ・ 私たちを取り巻く社会経済が大きな変革を迎える中、これから社会に出る生徒が新たな時代を豊かに生き抜くことができるよう、これからの社会において共通して求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む高等学校教育を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 普通教室へのネットワーク環境構築による、高等学校教育の情報化の推進
- ・ 市立の高等学校として、より一層地域社会と連携したカリキュラムの推進や、地域社会を担う人材の創出を目指した取組の推進
- ・ 特別な支援を要する生徒が、学習、生活上の困難を克服し、卒業後の経済的自立などにつなげられるよう、市立琴ノ浦高等学校において通級指導を実施
- ・ 一層の実践的英会話能力の向上を図るため、海外語学研修の実施内容の改善

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 生徒、保護者、社会などの教育ニーズを踏まえた、市立高等学校3校のさらなる特色化の推進
- ・ 中学校・高等学校の生徒や教員間における連携した取組の実施



◆尼崎高等学校特色づくり推進事業 <主担当課：幼稚園・高校企画推進担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	尼崎高等学校の特色を踏まえた教育内容の充実を図ることにより、生徒の学力向上を図るとともに、これからの社会において求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む。					
取組と成果	体罰事案を受けて体育科教育課程の改編に取り組み、①スポーツを文化的、社会的視点で学ぶ、②様々なスポーツの特性を学ぶ、③スポーツを科学的視点で学ぶ、④スポーツの理論と実践を融合する、という4つの視点を踏まえた課題解決型学習を展開する新たな教育課程を策定した。			○		
課題	新たな体育科教育課程において必要となる設備等の整備を行う必要がある。また、講義、データ収集、分析を実技実践の中で確認していく系統立てた授業展開が必要となり、教員の指導内容に今までにない知識と技術が要求される。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	新たな体育科教育課程のために必要となる設備等の整備を進めるとともに、各界のアスリートや指導者等による講演会・実技指導を行い、地域との連携を図る。さらに、大阪体育大学と連携、協力を仰ぐ。					

◆尼崎双星高等学校特色づくり推進事業 <主担当課：幼稚園・高校企画推進担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	尼崎双星高等学校において、生徒の個性を活かした特色と魅力ある学校づくりを推進するとともに、これからの社会において求められる、自ら考え、判断し、表現する力を育む。					
取組と成果	産業教育の充実を図り、各種検定試験の対策や正解のない問いに取り組む課題解決型学習を実施し、特に、電気情報科においては国家資格合格者が増えてきている。			○		
課題	より高度な産業教育を行うために、専門学科における設備の整備を一層進める必要がある。また、専門学科においては、それぞれの特徴に応じた取組が着実に成果を上げている一方、現行の課題解決型学習においては普通科の生徒による取組が中心となっている。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	専門学科における設備の整備を進めるほか、地域ニーズへの対応と生徒の勤労観及びキャリア意識を醸成するため、各学科の特性を活かしながら、地域の課題に対して生徒が主体となった探究活動を実践する。					

4 豊かな心の育成、いじめ防止 —他人の気持ちが分かる児童生徒の育成・いじめを予防、対処できる教育の実施—

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 多様性を受容し、相手の気持ちになって考えることができる、他人の気持ちが分かる児童生徒の育成を目指します。
- ・ いじめはどこでも起こるものとして、予防・対処できる教育、児童生徒自身も傍観者ではなく仲裁者になることができる力の育成を目指します。
- ・ 互いの考えを出し合える児童生徒の関係の構築、意見を言う力と聞く力の育成を目指します。
- ・ いじめの「重大事態」に該当するような深刻ないじめ等が発生した場合に、被害者に寄り添った丁寧かつ適切な対応ができるよう、学校園及び教育委員会の体制を整えます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 専門的知識を有する支援員による出前授業の実施から児童生徒による主体的なスマホルール作りの導入へ繋げるなど、情報モラル教育の一層の充実に向けた取組の実施
- ・ 自殺予防教育プログラム「GRIP」のモデル実施の成果と課題を踏まえた実施校数の順次拡大

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 様々な生徒指導上の課題に迅速かつきめ細かくに対応するため、業務の再整理などによる生徒指導体制の強化の検討

◆いじめ対応 <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	中学女子生徒の自死事案に対し、第三者委員会から再発防止策の提言を受け、再発防止策に取り組んでいる。また、市立高等学校いじめ重大事態での提言を受け、各学校においては、いじめ対応の理解を深め、児童生徒が過ごしやすい学校づくりを目指す。					
取組と成果	管理職や生徒指導担当への研修で「いじめ防止」に関する職員向けの研修を充実させた。いじめ防止生徒指導担当指導主事が年2回の学校訪問を行い、各校の取組状況の確認や指導助言を行った。教員のいじめに関する感度も向上し、いじめの認知件数は大幅に増加した。				○	
課題	いじめ対応については、情報共有を含め組織的に対応できていない学校や、統一アンケートの結果が積極的ないじめ認知に繋がっていないなどの学校間格差等が見られる。いじめの対応についてはさらに教員の感度を上げる必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	様々な層の教員を対象とした研修と、指導主事による学校訪問の際、教員を対象としたいじめ対応研修を実施し、いじめに関する教員の感度向上と学校間格差の解消に努める。また、指導主事が各学校の校内体制づくりやアンケートの適正な実施に係る指導助言を行い、各校の良い取組事例を市内に広める。					

◆情報モラル教育支援員派遣事業 <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	スマホ等 SNS 機器を利用したネットいじめ等の未然防止にむけた対応が急務となっている。児童生徒自らがスマホ等の使い方について考える機会を持つことにより、主体的にスマホ等の扱いについてのルールを考え、節度あるスマホ等の使い方を浸透させる。					
取組と成果	小学校 37 校（うち、30 校は本事業による）、中学校 11 校、高等学校 3 校で、情報モラル教育の支援員の派遣や民間業者、警察等関係機関による情報モラル研修を実施した。また、小学校で 30 校、中学校で 7 校が、今後校内でスマホ（ネット）ルールの改訂もしくは策定を計画している。				○	
課題	児童生徒のスマホ所持率増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも起きているため、児童生徒自身がスマホの扱いに関して主体的にルールを作る必要がある。また、保護者が情報モラルについての研修等を受ける機会は少なく、学校が企画しても参加者がごく一部に限られているのが現状である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	ネットいじめの防止に向け、SNS をはじめとする情報モラルの向上を図るため、市立小・中学校を対象に専門の支援員による出前授業を実施する。また、参観日やオープンスクール時に出前授業を実施するとともに、希望校を募りスマホサミットを開催する等、スマホルールについて考える様々な機会を作る。					

◆学校支援専門家派遣事業 <主担当課：いじめ防止生徒指導担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	学校が抱える問題が複雑化・深刻化することにより、これまでの学校の対応では困難で、かつ緊急性が高い状況が見られることから、より高い専門的支援を行うことにより、学校が自信を持って対応し、問題の早期解決を図ることを目指す。					
取組と成果	医療分野では、発達に課題のある児童生徒の対応についての助言を得て、各学校の実践に活かした。法曹分野では、学校だけでは対応に苦慮する事案について、法的な根拠をもとに助言を頂き、学校は自信を持って対応できた。教育分野では、自殺予防教育に取り組むための助言を得た。				○	
課題	保護者の多様な要求に対して、学校では対応できない事案が増加している。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自粛期間もあり、不登校傾向児童生徒への対応についても、心理分野の専門家からより細やかな対応についての助言が必要であり、今後も学校がより活用できる体制づくりが必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	法曹分野においては、弁護士3名による学校だけの対応が困難な事案への迅速な対応を行う。また、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな対応を行っていくため、教育分野や心理分野の専門家から、いじめ対応や生徒理解を図り、カウンセリングマインド等の助言や校内研修等での活用に取り組む。					

◆いじめ防止研修 <主担当課：学び支援課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	本市で発生した中学女子生徒の自死事案に関する尼崎市いじめ問題対策審議会（第三者委員会）の提言を踏まえ、二度と同様の事案が発生しないようにするため、小・中・高等学校の全教職員に対し、いじめに関する感度の向上、危機管理対応、SNS対策等の研修を実施し、いじめ防止及び開発的指導に関する知識・技能を確実に定着させる。					
取組と成果	管理職対象に「校長研修（インクルーシブ教育について、心の教育について）」、また生徒指導担当者を対象に「児童生徒と教師のこころを守るために～SOSの受け止め方～」、全教職員を対象に3回の「人権教育研修講座」、2回の「子ども理解のための研修講座」、「ゲートキーパー入門講座」等を実施した。今年度はオンライン研修を中心に、各校で多人数での受講形態が多く見られた。				○	
課題	オンラインによる研修は、受講者の反応がダイレクトに感じ取れない欠点はあるものの、多人数が一斉に受講できるメリットもある。また、オンライン研修を録画しておき、オンデマンドによる後日受講も簡単に行える。そのような点を踏まえて、より効果的な研修方法を検討する必要がある。また、これまでの参加者は小・中学校の教職員が大半であるが、高等学校の教職員の参加を促す必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	全教職員を対象にした研修では、具体的な事例をあげて研修を実施する。教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、いじめの早期発見、対応等に向けた体制の強化につなげていけるよう、より効果的な研修を実施するとともに、引き続き、より多くの教員が研修内容を理解できるよう、オンラインやオンデマンドによる研修を実施する。					

(このページは白紙です)

5 不登校対策 — 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 人権意識や多様性が確保された学校環境を創ることにより、不登校にならないようにするための学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の学校外の居場所、学習環境の確保や親への支援など、支援の充実を目指します。
- ・ 児童生徒が抱える困難は、内容も程度も様々であることから、それぞれのニーズに応えることができる支援策を講じ、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育の実現を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 福祉的観点からの支援の充実を踏まえたスクールソーシャルワーカーの増員
- ・ 子どもの育ち支援センターや地域の居場所など、福祉分野との一層の連携による、不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 不登校児童生徒それぞれのニーズに応じた、特色ある「教育支援室」の増設



◆教育支援室運営事業 < 主担当課：こども教育支援課 >

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	教育支援室は、不登校児童生徒を対象として学校以外の学びの場及び居場所として運営するとともに、不登校児童生徒個々の状況に合わせた段階的な支援を行うことにより、不登校児童生徒の社会的自立を目指す。					
取組と成果	子どもの育ち支援センター（いくしあ）内の教育支援室「ほっとすてっぷ EAST」と公設民営の教育支援室「ほっとすてっぷ WEST」は、前年度に引き続き両教室とも定員を満了した。また、「サテライト教室」の、火曜日午前、水曜日午後の固定した開級、琴城分校の週を通じた開級も継続した結果、利用者が前年度よりも増加した。（令和元年度：48人→令和2年度：54人）新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る臨時休業中に、教育支援室に通級できない児童生徒に対して、ICTを活用した支援を実施した。				○	
課題	教育支援室については、定員を満了することができた一方で、既存の教育支援室が自宅から遠く通級できない不登校児童生徒がいた。また、継続的な通級につながらなかった児童生徒に対して、支援を充実させる必要があった。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	公設民営の運営方法を含めて教育支援室「ほっとすてっぷ SOUTH」を大庄地区に増設し、「教育支援室」を3教室運営することで、支援を必要とする児童生徒が、より身近に利用出来る環境整備を行い、支援率を向上させる。また、教育支援室「ほっとすてっぷ ONLINE」を開設し、引きこもり傾向の強い児童生徒や、継続的な通級につながらなかった児童生徒に向けて、ICTを活用したオンライン学習支援を実施する。					

◆不登校対策事業 <主担当課：こども教育支援課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	ハートフルフレンド派遣事業や体験活動を通じて、不登校児童生徒が将来について主体的にとらえる力や社会的に自立する力を醸成する。また、研修を通して、教職員の不登校等に関する対応力の向上を図る。さらに、各学校が学校環境適応感尺度「アセス」の結果を活用することで、不登校の要因・背景等の把握等を通して、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努める。					
取組と成果	不登校やひきこもり傾向の児童生徒等に対して、大学生や社会人等のボランティアが心のふれあいを通して、自主性や社会性の伸長を図る支援を行った。また、園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働で学生向けのハートフルフレンド研修用ハンドブックを作成した。さらに、子どもの育ち支援センター（いくしあ）及び中学校不登校研究協議会と連携し、教職員とスクールソーシャルワーカー、フリースクールの運営者等が集う研修を実施し、支援方法の共有を図った。				○	
課題	ハートフルフレンド推進事業における人材確保と質の向上に向けた研修等の推進、また、不登校の要因が多様化・複雑化していることから、要因分析を進めるとともに、個々の状況に応じた、いくしあも含めた多面的な支援が必要である。さらに、教職員が不登校児童生徒への理解を深められるよう、関係機関とも連携した研修が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	ハートフルフレンド派遣事業において、園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働した研修を実施し、ボランティアの養成と資質向上を目指す。また、不登校児童生徒や発達特性のある児童生徒への理解を深めるための教職員向け研修を実施するとともに、各学校に向けた報告様式を改善し、個々の不登校児童生徒の実態把握を行う。					

◆心の教育相談事業 <主担当課：こども教育支援課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	いじめや不登校、虐待等、子どもが関わる課題は依然として憂慮すべき状況にあるため、教育委員会事務局にカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子ども、保護者、教職員、市民等を対象にした相談業務や支援活動を通じて、不安や悩み、課題の解消等を図る。					
取組と成果	スクールソーシャルワーカーを増員し、これまでに全ての小・中学校に関与することができた。また、匿名報告アプリ活用事業では、高等学校への事業拡充を行い、登録件数は1,122件あった。（令和元年度：188件）さらに、教育相談事業では、教育相談カウンセラーが学校訪問を行うことで学校との連携を強化することができた。				○	
課題	スクールソーシャルワーカーは、定員枠を満たすことができず、12名体制での活動ができなかった。また、匿名報告アプリ活用事業においては、中学生の登録件数が少ない状況であった。さらに、教育相談事業では、相談内容が多様かつ医療的な内容が増えており、教育相談では対応しきれない事案があった。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	スクールソーシャルワーカーの勤務形態の見直しにより優秀な人材を確保し、更なる支援体制の充実を図る。匿名報告アプリ活用事業では、新1年生に対していじめの傍観者にならないための授業を推進し、登録のためのアクセスコードを学期ごとに配付することでアプリの周知を図る。さらに、登録者には定期的にメールにて呼びかけ、身近な相談窓口になるよう努める。教育相談事業では、スーパーバイズの設置によりカウンセラーのスキルを高め、多様な相談内容に対応できる支援体制づくりを行う。					

6 特別支援教育 —インクルーシブ教育システムの展開—

◆ 将来の目指す姿 —

- ・ 障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる特別支援教育を目指します。
- ・ 障害のある児童生徒が十分に支援を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組み、児童生徒の実態に応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場で適切な教育を受けることができる特別支援教育を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 —

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育のあり方の検討などを行うための検討委員会の設置
- ・ 特別支援教育を推進するモデル校の設置
- ・ 特別支援教育のあり方などについて、学識経験者をはじめとする専門家によるアドバイス体制を構築

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 —

- ・ 検討委員会での検討内容やモデル校での取組の成果を踏まえた、インクルーシブ教育システムの全市展開による、就学前段階からの切れ目のない支援の充実
- ・ 若手、中堅、管理職、学級担任、コーディネーターや指導主事など、それぞれの経験や立場に適した特別支援教育に係る研修体系の再構築
- ・ 尼崎市立あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、子どもの育ち支援センターや福祉部局など、施設や分野を超えた一層の連携による支援の充実



◆インクルーシブ教育システム検討事業 <主担当課：特別支援教育担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	令和2年度に策定した「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）」における尼崎市特別支援教育の理念の実現に向け、各種施策の展開を進めていく。					
取組と成果	令和2年度末に、校園長、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等に基本方針についての研修を実施し、今後の特別支援教育の施策の展開の方針についてすべての学校園に周知することができた。			○		
課題	本市においては特別な支援を必要とする児童等が増加の一途をたどっており、支援の内容も多様化している。このような状況を踏まえ、教育支援員、特別支援学級生活介助員等の人的支援を整備するとともに、障害特性に応じた指導の充実のために全ての教職員の専門性の向上が課題である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	障害特性に応じた支援の必要性について再検討し、必要な人的資源（教育支援員、特別支援学級生活介助員等）の確保とともに、小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童等への支援体制について検討を進める。また、特別支援教育に関する研修の機会を確保し、全ての教職員の専門性の向上を図る。					

◆特別支援教育サポートシステム事業 <主担当課：特別支援教育担当>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	通常の学級に在籍する発達障害等により特別な支援を必要とする児童等、並びに特別な教育的支援を必要とする児童等の学習面・行動面等への支援体制の充実を図る。					
取組と成果	LD、ADHD等の発達障害を有し、特別な支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図った。 また、特別支援ボランティアを配置し、支援が必要な児童等に対し、教育的支援を行うことができた。			○		
課題	特別な支援を必要とする児童等が年々増加しており、一人ひとりの児童等に対してきめ細かな教育的支援を行うためには、人的資源の増員による環境整備の充実を進める必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和2年度「尼崎市特別支援教育基本方針検討会議」において策定した基本方針の実効性を高めるために、必要な人的資源について再検討する。また、令和4年度に向け、教育支援員、特別支援ボランティア等の人的資源の拡充を目指す。					

◆看護師派遣業務委託事業 <主担当課：特別支援教育担当>

		施策評価との関係				
目的	あまよう特別支援学校の児童生徒のスクールバス送迎中及び在校時等において、医療行為が必要な児童生徒の安全を確保するために、民間機関（病院）に委託して、看護師を派遣する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	病院と委託契約を結び、児童生徒数に応じた看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校の児童生徒に対して必要な医療行為を行うことができ、安全に学校生活を送ることができた。			○		
課題	あまよう特別支援学校の児童生徒数の増加、人工呼吸器等の使用をはじめとする、障害の重度化、医療的ケアの多様化に対応し、十分な医療行為を行うことで、児童等が安心して、安全に学校生活を送るとともに保護者の通学に係る負担を軽減するためには看護師の継続的な確保、質の向上が不可欠である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	学校、委託先の病院、教育委員会事務局が連携を密にして、三者がそれぞれの役割を果たしつつ、全ての医療的ケアを必要とする児童等に対し適切な医療的ケアを実施できる体制の整備を目指す。					

◆スクールバス運転等事業 <主担当課：特別支援教育担当>

		施策評価との関係				
目的	あまよう特別支援学校の通学における安全を確保し、児童生徒の快適かつ効率的な送迎体制の充実を図るため、スクールバスの運行业務等を民間業者に委託するとともに、介護タクシーの使用を実施する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	あまよう特別支援学校のスクールバス4台の運転を委託し、児童生徒が安全に通学することができた。また、介護タクシーを利用することにより、人工呼吸器を使用しているなど、重度の医療的ケアを必要とし、スクールバスに乗車できない児童生徒も安全に通学することができた。			○		
課題	あまよう特別支援学校では児童生徒の障害の重度化が進んでおり、児童生徒の通学にかかる負担軽減のために介護タクシー等の通学手段を維持していく必要がある。また、送迎時間をできるだけ短くし、通学時に係る負担を軽減するためにはスクールバス4台の維持が不可欠である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	人工呼吸器を使用しているなど、重度の医療的ケアを必要とする児童生徒の安全な通学を保障するためのスクールバス、タクシーの運行台数を確保する。					

(このページは白紙です)

7 教育環境の整備 — 未来社会を生きるための教育環境の実現 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の取組を進めていきます。
- ・ 各学校園が児童生徒や地域のニーズに応じて、柔軟に教育環境の整備を行うことができるような環境づくりを進めていきます。
- ・ ICT が生活に不可欠となっている中で、学校教育においても積極的に ICT を活用しつつ、多くの情報の中から主体的に必要な情報を収集したり、自ら情報を発信したりすることができる「情報活用能力」の育成を図るなど、児童生徒がこれからの未来社会を生きるために不可欠な資質や能力が身に付けられる学習環境の実現を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 今後の人口動向や中長期的な財政負担の見込みを踏まえ、児童生徒の安全等の確保やトータルコストの削減を図ることを目的として、学校園施設のマネジメントに係る計画を策定
- ・ 非常変災時において、より迅速に情報共有を図るための仕組みの構築
- ・ 安全な教育環境の確保に向け、熱中症計を全学校園へ配布し、「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」と一体となった運用を実施
- ・ 各学校園における予算執行などに係る裁量範囲の拡大の検討及び家庭の教育費負担軽減に向けた取組の推進
- ・ 小学校・中学校等への校務用パソコンや大型提示装置、児童生徒用タブレット端末の配置をはじめとする ICT 環境の整備
- ・ 情報セキュリティ対策を講じることを前提とした、学校園の校務環境と学習環境の両面からの ICT 環境の整備、ICT 支援員の配置や ICT 利用ガイドライン策定などによる学校現場の ICT 活用促進

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 学校園施設のマネジメントに係る計画に基づく、優先順位を踏まえた計画的な施設修繕・更新の実施
- ・ 中学生の心身の健全な発達のため、おいしく栄養バランスの取れた中学校給食の実施
- ・ 中学校においても給食を生きた教材として活用した食育を推進
- ・ 会計の透明性確保、保護者の利便性向上などに向けた学校給食費の公会計化



◆各種施設整備事業 ＜主担当課：施設課／設備整備担当＞

		施策評価との関係				
目的	児童・生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう経年劣化した施設をその実態に応じて整備する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	ブロック塀の撤去が未完であった小学校6校（難波・難波の梅・竹谷・大庄・尼崎北・武庫東）について、整備を行った。また、外壁改修工事（七松小学校・武庫南小学校）、屋上防水改修工事（下坂部小学校）、空調整備工事（尼崎高等学校）を行った。旧園和幼稚園及び旧大庄幼稚園については解体撤去工事を行った。					
課題	児童・生徒が安全かつ安心して学ぶことができる環境を維持・改善していくため、引き続き各種改修工事を行う必要がある。老朽化の進む学校が多いため、計画的に改修工事を行うことが課題である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	外壁改修工事（武庫庄小学校・小田北中学校）、屋上防水改修工事（下坂部小学校・小田北中学校）、屋外通路改修工事（杭瀬小学校）、消火ポンプ更新（下坂部小学校）、消火配管漏水改修工事（大庄小学校・水堂小学校・成徳小学校・七松小学校・武庫小学校・立花中学校・武庫中学校・小園中学校）、空調改修工事（尼崎高等学校）等を実施する。	○				

◆学校施設マネジメント計画の策定 ＜主担当課：施設課／設備整備担当＞

		施策評価との関係				
目的	本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後40年以上経過した校舎等が6割を占めている。今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設が求められる機能、性能を確保することが必要であり、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	学校施設マネジメント計画を策定するとともに、実施計画案について検討を行った。					
課題	中長期的な計画である学校施設マネジメント計画に基づき、改築や改修を優先すべき学校の順位や、必要経費を算出した実施計画が必要となるが、全庁的な他の公共施設との整合性を図るとともに、財政負担を踏まえた検討を行う必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	学校施設マネジメント計画に基づき、関係部局と連携、調整を図りながら、財政負担を踏まえた改築・改修の年次計画や施設の有効活用を検討するなど、実施計画の策定を進める。	○				

◆衛生的なトイレの整備 <主担当課：施設課／設備整備担当>

		施策評価との関係				
目的	小・中学校のトイレ整備については内装を全面改修するとともに、給排水設備配管などの設備も全面改修し、湿式のトイレを乾式のトイレへ改修（ドライ化）するもの。便器についても和式から洋式に改修し、児童生徒が利用しやすい、清潔で明るいトイレで衛生的かつ健康的な学校生活環境を整備する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	平成 25 年度から小学校のトイレの整備（ドライ化）に取り組み、これまで 13 校実施し、床・壁・間仕切りの改修に加え、洋式便器を設置した。小学校については、各学校 1 棟以上のドライ化を終えた。中学校についてはこれまでに 11 校実施しており、残り 7 校についても順次整備する。令和 2 年度においては中央中学校、小田北中学校及び常陽中学校の改修工事の設計に着手している。					
課題	トイレ整備には多額の費用がかかることから、国庫補助金の活用が必要であり、財政負担を考慮した計画的な整備が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和 3 年度の取組方針 (新規・拡充等)	中央中学校、小田北中学校及び常陽中学校の整備を進めるとともに、他の未整備校（大成中学校、立花中学校、武庫中学校、南武庫之荘中学校）を限られた予算の中で可能な限り早急に進めることができるよう方策を検討し整備を行っていく。	○				

◆学校環境における危機管理 <主担当課：保健体育課>

		施策評価との関係				
目的	児童生徒が安心安全な環境で学校生活を過ごすことができるよう、安全環境の最適化を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	学校園で起こる事故については、学校園からの報告項目を充実させ、検証と原因分析を事故ごとに行なえるよう改めたことで、しっかりと都度の振り返りができ当該校での再発防止にも繋がった。また報告の徹底についても呼び掛け続けるとともに、救急搬送を要する場合のフローチャートも合わせて作成し共有したことから、事故が起こった時の学校園での動きについても迅速性や正確性が向上した。					
課題	令和 2 年度 1 年間の事故報告については、集約し、事故の起こりやすい状況等を全学校園に共有したものの、全体の傾向をつかめるような件数の蓄積には至っていない。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和 3 年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き、学校園に対してまずは事故発生の未然防止について取組を促進しつつ、万が一発生した事故については教育委員会事務局への事故報告の徹底を呼び掛ける。また報告のあった事故についてはデータの蓄積を行い、更なる再発防止策に役立てていく。	○				

◆要保護・準要保護児童生徒就学援助 ＜主担当課：学事課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に、学用品費等の一部を支給することで、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、義務教育の円滑な実施を図る。					
取組と成果	日々必要な学用品費だけでなく、新入学学用品費や修学旅行費など一時的な経費に対しても支給対象としており、保護者の経済的負担の一助となっている。また、新入学学用品費は、小・中学校の入学前にも支給できるような仕組みとしており、一時的に家庭の経済的負担が増大するときにも対応できている。			○		
課題	これまで、一定額の支給単価の増額を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ってきたところである。一方で、小・中学校の入学時をはじめ、学用品等の種類によっては、保護者にとって必要以上の負担となっていることも考えられるため、引き続き、軽減に向けた取組を検討する必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和2年度に、学校生活における副教材費の保護者負担の状況の把握を行った結果、学校によって負担額や購入方法等に差が見られたことから、その状況を各学校と共有し意見交換を行う中で、引き続き、保護者の負担軽減に向けた取組を検討する。					

◆学校給食費徴収管理関係事業 ＜主担当課：学校給食課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	令和3年度より学校給食費の公会計を導入し、学校給食費の徴収管理に係る教員の負担軽減や会計の透明性の確保、保護者の利便性向上、適正な債権管理を行う。					
取組と成果	公会計の導入にあたり、保護者及び学校関係者への周知や給食申込書や口座振替等の諸手続きを推進した。また、債権管理業務を円滑に行うため、給食費徴収管理システム等の調達及び構築を行うなど、公会計への移行を図った。			○		
課題	学校給食費の徴収管理を市が担い、学校の関与が薄れることによる徴収率の低下が懸念されるため、学校給食費の滞納の抑制及び滞納整理に取組むことにより、徴収率の維持を図り、歳入確保に取組む必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	滞納抑制を図るため、口座振替率の向上に取組むほか、滞納給食費については法的措置を視野に入れた滞納整理に取組む。また、令和4年1月から給食開始に併せて、中学校給食も公会計化を実施することに伴い、保護者及び学校関係者への周知及び所要の事務手続きを計画的に進める。					

◆小学校給食関係事業 <主担当課：学校給食課>

		施策評価との関係				
目的	学校給食法第3条に基づき、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し、安全・安心な学校給食を実施し、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿った感染防止対策や栄養教諭等に対して新型コロナウイルス感染症に関する研修を実施した。また、衛生管理基準の徹底を図るとともに、市内産米を活用した献立など、安全・安心な学校給食の提供を行った。			○		
課題	新型コロナウイルス感染症の感染リスクを可能な限り低減する策を引き続き実施する必要がある。また、保護者から要望のある給食実施回数が増等のほか、給食施設や設備、備品の老朽化に対応するため計画的な更新計画の策定が急務である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	安全・安心な給食の提供に向けて、衛生管理を徹底し、給食施設・設備の点検や栄養教諭等を対象とした研修などを実施するとともに、資源の再利用を目的に牛乳パックの再資源化に取り組む。					

◆給食調理業務委託関係事業 <主担当課：学校給食課>

		施策評価との関係				
目的	給食調理業務を民間事業者へ委託することにより、給食内容等の充実及び業務の効率的な運営を図るとともに、学校における食育を推進する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	平成20年度より小学校の給食調理業務を直営方式から委託方式への切り替えを進めており、令和2年度末現在、市内41小学校・特別支援学校1校のうち、小学校35校の委託化を完了している。令和2年度においては、契約期間満了に伴い14校に係るプロポーザルによる業者の選定を行った。			○		
課題	正規調理師の退職動向等に合わせて民間委託化を進める予定であり、全校委託化の目標年度の設定が困難である。また、調理師等の人材確保が厳しい情勢にあり、委託業者の受託可能校数が、ほぼ横ばいとなっている。こうした中、大幅に委託校を増やすことは難しい状況である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	委託校における調理業務の遂行状況を確認・指導、委託事業者へのヒアリングを実施するなど、コロナ禍においても安定した給食提供に努める。令和3年度末に契約終了とする委託校(7校)の業者選定を行う。					

◆中学校給食関係事業 ＜主担当課：中学校給食担当＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	成長期にある生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、健康の保持、体位の向上を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用しながら食育の推進に取り組むことにより、食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に着けることを目指す。					
取組と成果	中学校給食における食物アレルギー対応や学校現場での給食指導に用いるマニュアル策定を行い、また、学校や保護者等で構成する「中学校給食運営会議」を設置し、給食費に関する協議を行う等、令和4年1月からの中学校給食開始に向け、着実に開業準備を進めた。			○		
課題	策定したマニュアルを教員等が理解し実施できる体制づくりや各校の昼休み時間変更など、学校が給食提供を円滑に行える環境を整える必要がある。また、給食開始後は、学校給食センターの多岐にわたる業務内容を確認するモニタリングを行える体制が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和4年1月の中学校給食の開始に向け、事業者（SPC）に対してモニタリングを実施し、学校給食センター整備運営事業を計画的に推進する。また、教員及び管理職向けの研修会の実施や昼休み時間の変更などの運用面における受入れ体制の構築を行い、安全安心なおいしい給食を提供する。					

◆学校給食センター整備運営事業 ＜主担当課：中学校給食整備担当＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	成長期にある生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、健康の保持、体位の向上を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用しながら食育の推進に取り組むことにより、食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に着けることを目指す。					
取組と成果	学校給食センターの整備を進める上で、着工に必要な建築基準法第48条但し書きの許可を得るため、建設地周辺の住民等に対し、本事業の概要に係る資料配布や、説明会を複数回実施し、当初の予定通り令和2年10月から建設工事の着工に至ることができた。			○		
課題	学校給食センターの建設工事完了に向け、引き続き周辺住民等への対応を丁寧に行い、関係部署と整備に必要な協議や、事業者（SPC）と維持管理や給食運営面における多岐にわたる内容について、令和4年1月の供用開始までの限られた時間のなかで、効率的に協議・調整を行う必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	施設整備を進め、令和3年10月末に施設完成後、市と事業者（SPC）が連携しながら運営シミュレーションなどの開業準備を行い、令和4年1月から給食提供を開始する。開始後においても事業者（SPC）へのモニタリングを実施するなど、安定した事業運営を目指す。					

◆教育 ICT 環境の整備 ＜主担当課：学校 ICT 推進課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	教育 ICT の環境を「わかりやすい授業の実施と児童生徒の情報活用能力の育成」、「セキュリティ強化」、「校務の情報化による業務の効率化」という視点で一層の充実と適正化を図ることで、児童生徒及び教職員の ICT を活用する基盤を整備する。					
取組と成果	GIGA スクール構想における尼崎市立の全ての小・中学校・高等学校・特別支援学校の校内通信ネットワーク環境（有線・無線）及び充電保管庫（全ての小・中学校・特別支援学校）の整備を行った。また、令和 2 年度 6 月補正並びに 7 月補正で予算措置を行い、児童生徒用パソコン（全ての小・中学校・特別支援学校）の整備を行った。			○		
課題	児童生徒用パソコンを活用した本格的な ICT 授業を実施するにあたり通信回線の帯域（通信容量）不足が予想されており、通信環境の円滑化に向けた整備を進める。					
令和 3 年度の取組方針 (新規・拡充等)	引き続き令和 3 年 9 月に本稼働予定の教育情報システム再構築事業を着実に進め、ICT 支援員等を活用し、学校における ICT 機器を利用した授業支援の検討を行っていく。また、通信容量の確保のため学校からインターネットへ接続する回線を令和 3 年 9 月目途に整備する。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他

◆療養児等学習支援事業 ＜主担当課：学校 ICT 推進課＞

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	病気療養児等、学校に通学することができない児童生徒に対して、ICT を活用して学習保障を行うための環境整備を図り、教育の機会均等を確保する。					
取組と成果	長期療養中の児童生徒に対する学習保障について、個々の状況や保護者の希望等に応じて学校と病院等が調整する中で個別的な対応を図ってきた。			○		
課題	GIGA スクール構想における尼崎市立の全ての小・中学校、高等学校及び特別支援学校の ICT 環境が整備されたことに伴い、病気療養児等通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、自宅や病院において遠隔教育を行うことを含めた、効果的な ICT 活用を推進する必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和 3 年度の取組方針 (新規・拡充等)	遠隔地からリモート操作できるタブレットスタンドを導入し、病気療養児等、学校に通学することができない児童生徒に対し、学校の授業に疑似的に参加できる環境を整備する。また、通信環境がない施設等で使用するための LTE 付き Wi-Fi ルーターを確保するとともに、学校から要請に対応できる体制を整える。					

◆校務員業務の執行体制の見直し <主担当課：職員課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、また、教職員が安心して児童生徒の指導などにあたることのできるよう、学校の環境整備を行う。					
取組と成果	令和元年8月から難波小学校、立花南小学校及び大成中学校の3校の校務員業務を民間事業者へ委託した。それら委託校の実績を踏まえて、一定の評価が得られたことから、令和3年度から新たに10校を追加（小学校4校、中学校5校、特別支援学校1校）し、13校において行っていく。					
課題	令和3年度からの10校（成文小学校、立花北小学校、武庫東小学校、園田東小学校、日新中学校、小田中学校、立花中学校、武庫中学校、園田東中学校及びあまよう特別支援学校）を加えた全13校の委託評価を踏まえて、今後の方向性を検討していく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	提案型事業委託制度における3年間の委託期間の最終年度となることから、これまでの委託内容及び評価を踏まえて方向性を判断し、委託校数の拡大に向けてプロポーザル方式での事業実施などを含めた検討を行う。	○				

8 教員の育成・勤務環境の整備 — 児童生徒と向き合える環境の整備 —

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 社会が急速に変化し、学校園に求められる役割がますます多様化する中、教員一人ひとりのキャリアプランを踏まえた幅広い研修体系の構築による計画的な人材育成、バランスの取れた人事配置などに取り組みます。
- ・ 児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組むため、児童生徒と向き合う業務に一層注力することができる環境の整備を目指します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップ・アップ調査結果から自校の傾向などの分析に取り組むための研修の実施
- ・ 全小学校及び特別支援学校へのスクール・サポート・スタッフ配置の成果と課題を踏まえた配置時間の拡大や全中学校へ配置の検討
- ・ 部活動指導員のモデル校配置の成果と課題を踏まえた配置拡大などの検討
- ・ 市全体または学校園で実施している行事などについて、教員の働き方改革と児童生徒の負担軽減の観点から、必要性・有効性・効率性などを改めて検証した上での抜本的な見直し
- ・ 教員と事務職員が一体となって学校運営にあたるための勤務環境の整備・見直し
- ・ 体罰根絶に向けた有識者会議からの提言を受けた再発防止策の徹底

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ あまっ子ステップアップ調査結果の分析から見える各学校の傾向などを踏まえた研修カリキュラムの再構築
- ・ 就学前教育、学力・体力向上、道徳教育、特別支援教育など、児童生徒の成長過程を踏まえ、系統立てた研修体系へ再構築
- ・ 組織の活性化に向けた県立高等学校や他市の市立高等学校との人事交流の活性化の検討
- ・ ICT 環境整備における校務系システム更新による教員の校務効率化、勤務時間の可視化による働き方改革に向けた意識啓発
- ・ 教員の負担軽減などに向けた学校給食費の公会計化

◆部活動指導員の配置 <主担当課：保健体育課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	中学校の部活動を指導する部活動指導員を配置することにより、部活動指導体制の充実を推進し、教員の負担軽減を図る。					
取組と成果	部活動指導員を中学校に5人配置したことにより、生徒への専門指導及び顧問教員が会議や出張等不在の際にも指導することができた。また、土日の試合等の引率を任せることができ、顧問の教員の負担軽減につながった。			○		
課題	令和2年度は学校のニーズに応じた人員の配置ができたが、次年度以降も人員の確保、学校への配置決定等学校のニーズに応じた配置が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	部活動指導体制の充実、推進と教員の負担軽減を図るため、引き続き部活動指導員を中学校に5人配置する。また、現在配置している課外クラブ技術指導者との役割分担等、指導体制の在り方について確認し、更なる配置校の指導体制の充実を図るとともに教員の負担軽減にも取り組む。					

◆スクール・サポート・スタッフの配置 <主担当課：職員課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	児童・生徒の学力向上や課題解決を図るためには、教員が専門性を十分に発揮して児童・生徒への指導に取り組むことが必要であり、教員が専門的な事項に一層時間や労力を費やすことができるよう体制の整備を行う。					
取組と成果	令和元年10月より全ての小学校及び特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを週20時間配置し、これまで教員が行っていた事務のうち、必ずしも教員が行う必要のないものをスクール・サポート・スタッフが行うことで、教員の負担軽減を図った。令和2年度においては、兵庫県の補助事業を活用して全ての小・中学校及び特別支援学校に追加配置を行った。			○		
課題	兵庫県の補助事業を活用して全ての小学校及び特別支援学校に2人配置、中学校に1人配置を実施したことで、各学校からの配置要望が多かったことから、配置時間の拡大等について今後検討していく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和3年度に全ての中学校への配置拡大を実施することから、全ての小学校及び特別支援学校の実施状況とあわせて、配置時間の拡大等についての対応も検討していく。					

◆教育支援体制の充実 <主担当課：職員課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	市立幼稚園に対するニーズは多様なものになり、子育て支援事業等、幼稚園が実施している事業は増加傾向にある中、教育支援員を新たに配置することで、脆弱であった市立幼稚園の教育支援体制の充実を図る。					
取組と成果	各幼稚園に配置されている園務補助員の業務について整理を行い、新たに配置される教育支援が行うべき業務の整理を行った。					○
課題	特別な支援を要する幼児が増える中、教育支援体制の充実が必要である。幼児の個々の特性を理解し、個々にあった教育支援を行える専門的知識の習得が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	各幼稚園に教育支援員を1名ずつ配置し、通常クラス等において特別な支援を要する幼児への保育をサポートする。					

◆体罰防止研修 <主担当課：学び支援課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	体罰防止に対する教職員の意識改革をはじめ、意識の醸成や意欲向上を図り、体罰根絶を図る。					
取組と成果	外部の専門機関に委託し、学校管理職、教職員及び部活動関係職員を対象に各2回、合計6回の研修を実施した。本研修は、受講者を職階等に分けて行ったことで、より効果的となるように工夫した。そのため、受講者にとって理解しやすい上にグループ討議を取り入れたことで、情報共有も行うことができた。また、部活動指導についての研修も実施した。				○	
課題	コロナ禍による影響で、春先に学校への事前ヒアリングが行えず、研修内容に現場の声を反映しにくいところがあった。今年度、事後のヒアリングを行うことはできたが、今後は、研修内容をブラッシュアップするために、学校へ赴く時期や回数を検討する必要がある。また、今年度よりオンライン研修を行っていることから、受講者が受動的になることを防ぎ、理解が深まるように工夫する必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	令和2年度の研修実施後意見やアクションプランの取組状況を踏まえ、より多くの教職員が必要なスキルを身につけるよう研修機会を充実させるとともに、研修成果の確認や研修内容をブラッシュアップするため学校訪問を行う。また、外部専門機関と情報共有をしながら、本市の現状にあった具体的な内容となるよう改善していく。さらに、「体罰等防止ガイドライン」を周知する研修を実施する。					

◆未来の学び研究事業 <主担当課：学校 ICT 推進課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	社会の変化に伴う新しい教育課題に対する先進的な研究を行い、教職員の指導力向上を図る。 尼崎市版 GIGA スクール構想（AGS）の実現に向け、ICT を活用した授業方法に関する先進的な研究を進め、教職員の ICT 活用指導力向上を図る。					
取組と成果	ICT 活用研究部会及び STEAM 教育研究部会において、プログラミング教育における ICT 機器を活用した効果的な学習モデルの研究を行った。また、研究部員やモデル校の教員による先進的な取組をしている学校や地域への視察を支援し、発表会等を通して市内の学校へ還元した。			○		
課題	全ての小・中学校で一人一台配備された端末が、令和 3 年度から本格的に稼働するため、全ての教職員が様々な学習場面の中で ICT 機器を効果的に活用した学習活動が展開できるよう、教員の指導体制の充実と ICT 活用指導力の向上を図る取組が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和 3 年度の取組方針 (新規・拡充等)	全ての小・中学校で ICT 活用推進チームを編成し、ICT 活用を推進する体制を構築するとともに、ICT を活用した先進的な取組を進める。また、教職員の ICT 活用指導力の向上を図るため、尼崎市版 GIGA スクール（AGS）リーディング・プロジェクト校を指定し、デジタル教科書や教材・アプリなどの実証研究を行い、その成果を市内の学校へ還元する。					

9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実 ―学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくり―

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ 地域学校協働活動を、地域全体の新しい人づくり、つながりづくりの機会として捉え、子どもに関わる活動への多様な地域住民の参画や子どもたちの地域への関わりをきっかけとし、地域づくりに関する新たな課題に対応する学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくりを目指します。
- ・ 社会教育の強みを活かし、あらゆる市民それぞれに適した学びを通じ、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進します。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 地域学校協働活動を教職員や地域に浸透させ、一層充実したものとなることを目的とした、研修や市政出前講座の実施、PTA 向け学習会などの充実
- ・ 学校と地域との連携・協働をさらに推進し「地域とともにある学校づくり」を実現するため、モデル校における「コミュニティ・スクール」の導入
- ・ 人権教育小集団学習などの学びの活動を持続可能なものとするため、活動のきっかけづくりをはじめとする教育委員会事務局によるサポートを充実

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けた地域と一体となった活動の充実
- ・ 小学校以外の学校における地域学校協働活動の検討、及びコミュニティ・スクール導入校の拡大に向けた検討
- ・ 生涯学習の推進に向け、教育委員会と市長部局の連携を一層強化するための取組の検討

◆学社連携の推進 < 主担当課：社会教育課 >

		施策評価との関係				
目的	地域の方々の活動や学習の成果を活かすとともに、子どもたちの学びや育ちを支援する仕組みづくりを促進し、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上、地域の活性化を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	コロナ禍において活動が制限される中、学校の消毒作業、読み聞かせDVDの提供など、学校とコーディネーターが話し合い、思いを共有しながら活動を進められた。また、PRにおいては、模範となる事例を丁寧に拾い学校に周知するほか、保護者向けリーフレットを作成しコミュニティ・スクール及び全市立小学校で行われている地域学校協働活動を紹介し、市民には市ホームページ、情報誌等で幅広く周知した。コミュニティ・スクールについてはモデル校5校で実施し、各校においてバラエティに富んだ地域との新たな連携や学校の特色づくりにつなげることができた。	○				
課題	より多くの地域の方々の参画を得るためのPRや、教職員への制度の周知に加え、他校の取組をヒントにできる仕組みづくりを行うとともに、小学校以外の校種における地域学校協働活動の実施及びコミュニティ・スクールの導入の検討を進める必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	小学校のモデル校に導入したコミュニティ・スクールの取組を検証するとともに、中学校への地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの導入に向け、中学校管理職の研修、意向調査を実施する。併せて、モデル校の検証を踏まえて導入計画を策定するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた教育委員会規則の制定を目指す。また、学社連携に係る学校からの情報発信が推進されるよう、関係課と連携を図る。					

◆人権啓発活動・リーダー育成事業 < 主担当課：社会教育課 >

		施策評価との関係				
目的	基本的人権が尊重される地域社会の形成に向け、自己肯定感を育むとともに、多様性（ダイバーシティ）についての理解を深め、互いを尊重する人権意識の高揚・定着を図る。また、市民の人権学習会等で助言する市民のリーダーを育成することにより、人権学習の推進と充実を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	「SNSと人権」をテーマに市民啓発資料を作成し、全ての学校園・保育所及び広く市民に配布した。また、人権教育小集団学習事業については、コロナ禍で通常の集合学習が困難になったが、個別に柔軟な支援を行ったことにより38グループが人権学習を継続することができた。新たに実施したじんけん学習サポート事業については、グループの希望に応じた学習計画や支援を行い、グループ活動として定着が図られた。					
課題	共働き家庭の増加や各学校のPTA組織のスリム化などにより、幼稚園の巡回講座や人権教育小集団学習事業の継続が難しくなっている。また、コロナ禍で集合学習がさらに困難となっているため、引き続き、参加しやすい新たな方法や機会の提供について検討が必要である。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	人権学習グループの活動が継続できるよう各グループの意向に沿って、柔軟に対応するサポートを充実させるとともに、集合学習のみならず、オンラインや個人の啓発作品作成等、新たなツールを取り入れる。また、夏休みを利用して親子で人権について考える学習会を企画する。					○ 05-2

◆少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業 <主担当課：社会教育課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	問題行動を起こしている青少年の早期発見・早期指導を行い、青少年の非行化を防止するとともに、青少年の健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう意識の向上を図る。					
取組と成果	令和2年度は、コロナ禍において学校の臨時休業、分散登校等があり、少年補導委員や社会教育課職員による登下校時のきめ細かい補導、見守り活動を実施した。また、補導、啓発のいずれにおいても集団とならないよう、地域補導に重点を置くほか、パネル展等、新たな手法による啓発にも取り組んだ。					
課題	青少年の遊びがインターネットを介したものに变化しているため、問題行動が目につきにくく、指導が難しくなっている。一方、依然として、登下校時の見守りは、子どもの安全確保とともに困難事案を抱える児童・生徒の早期発見にもつながるため、少年補導委員が年々減少する中、より効果的な活動方法を検討する必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	非行の形態がインターネットを使用したものに变化してきていること及び少年補導委員が減少する状況を踏まえるとともに、依然として青少年の見守りの必要性が高いことから、効果的な補導・見守り活動のあり方について検討する。		○			

◆地域学校協働本部と地域開放制度の一体的再構築 <主担当課：学校企画課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校施設の地域開放制度を地域学校協働本部と密接に関連付けるなど、市民が気軽に学校施設を利用できるよう制度を見直し、「地域とともにある学校づくり」のさらなる推進を図る。					
取組と成果	平成29年度から地域開放モデル校を6行政区に小学校各1校選定し、地域と学校の協働体制の推進を図ってきた。令和元年度には、4校で28件の使用があり、学習会、競技かるた等が実施され、子どもの学びが広がった。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により使用実績はなかった。					○
課題	地域開放制度は、使用者及び学校職員への周知が十分でなかったことに加え、学校施設使用に関していくつかの制度（スポーツ開放、目的外使用）があり複雑であった。また、使用に際しては、申請書や報告書を提出する必要があり、使用者から手続きを簡略化するなど負担軽減を望む声もあった。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	地域学校協働本部の関係団体が学校と協働で企画し、子どもの学びに資する活動を実施する場合は目的内使用とし、教育委員会事務局への利用許可を不要とするなど、より使いやすい地域開放制度とする。また、学校の利用に関する地域への周知については、各小学校と連携し、ホームページ等を活用して積極的に地域学校協働活動の情報発信を行うほか、目的外使用制度の利用促進のためのPRを行う。					

(このページは白紙です)

10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供 —地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供—

◆ 将来の目指す姿 -

- ・ まちの魅力向上やシビックプライドの醸成、学ぶ機会の創出、生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくりといった、社会教育に係る事業や施設の効用を最大限に活かします。
- ・ 市民の学び・活動を支える施設として、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えていくため、地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供の充実に取り組めます。

◆ 計画期間の早期に実施を目指す取組 -

- ・ 令和2年10月開館予定の新博物館に合わせた魅力あふれる常設展示の構築、開館記念特別展や企画展の積極的な展開
- ・ 市民とともに歩む博物館に向け、市民ボランティアの養成や市民団体と連携した活動など、まちづくりの活動にもつながる取組の推進
- ・ 自習等の利用から本の貸出利用へとつなげる導線など、若年層が市立図書館を気軽に利用できる仕組みの構築
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ関西など、大規模国際大会を契機としたスポーツ活動の更なる推進
- ・ 誰もがスポーツに参画できる生きがい・健康づくりの場となる、(仮称)健康ふれあい体育館(地区体育館と老人福祉センターの複合機能を有する施設)の整備

◆ 計画期間内に実施を目指す取組 -

- ・ 新博物館と尼崎城、中央図書館の連携による都市魅力の向上と交流人口の増加に向けた歴史文化資産を活かす取組の推進
- ・ 図書館司書や図書ボランティア向け研修の実施、市内の教育機関との連携、レファレンス機能の強化など、多様な人々の情報・交流拠点としての市立図書館の役割強化に向けた検討
- ・ 別途策定する「尼崎市スポーツ推進計画」に基づく、スポーツ施設の利便性の向上やニーズに合ったスポーツプログラムの提供などによる、地域スポーツ環境のさらなる充実



◆**尼崎の歴史に関する魅力と情報の発信** <主担当課：歴史博物館>

		施策評価との関係				
目的	尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開することで、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高め、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	歴史博物館では、豊かな尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や開館記念展及び企画展の開催などに取り組み、令和2年10月の開館以来24,579人の来館者を迎えた。 開館50周年を迎えた田能資料館では、特別展・企画展を開催したほか、歴史博物館の公式サイトの開設やSNSを活用した積極的な情報発信に取り組んだ。					
課題	尼崎の歴史を学ぶ機会の提供や情報発信機能を高め、市内外からの来館促進やリピーター獲得に努めるため、潤沢な収蔵資料を活かしつつ、常設展示をはじめとした展示事業のさらなる充実と魅力向上を図るとともに、近隣施設等との連携、PRが必要である。また、将来に向け、持続的かつ安定的な事業運営に資するため、専門職である学芸員の知識・技術の継承と計画的な新陳代謝を図る必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	歴史博物館では特別展1回と企画展3回を開催する。秋に開催する特別展「花開く江戸絵画」では、貴重な本市収蔵絵画や他施設から借用した資料を展示し、本市の魅力を発信する。リピーターの獲得に向けては、常設展示室の継続的な展示替えや、時宜になかった特別陳列など、様々な工夫や仕掛け、情報発信を行う。田能資料館では2回の企画展を開催する。				○	

◆**歴史遺産の保存と活用** <主担当課：歴史博物館>

		施策評価との関係				
目的	文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。また、歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	令和2年度は新たに2点の文化財を市指定文化財に指定したほか、国庫補助金を活用した重要文化財の消火設備の改修など文化財保護に取り組んだ。また、歴史博物館の公式サイトを開設し情報発信に努める中で、アペディア等の既存コンテンツの利用促進に努めた。一方で、講座・体験学習会といった事業については社会情勢を鑑み、縮小や休止を余儀なくされた。					
課題	市民の貴重な財産である文化財を保護し後世に伝え、活用していく取組を着実に推進する必要がある。こうしたなか、地域とともに保存を実現した富松城跡について今後の活用の検討が望まれるほか、ユニチカ記念館については、保存活用に向け所有者を含めた関係機関等との連携や協力が求められている。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	ユニチカ記念館の保存活用について、関係機関等と連携しながら、市としてできる協力について検討していく。				○	

◆市民と共に歩む博物館の推進 ＜主担当課：歴史博物館＞

		施策評価との関係				
目的	歴史博物館・田能資料館の活動に参画するボランティアを積極的に養成し、市民グループとの協働も図りながら、市民と共に歩む博物館を創出していく。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	令和2年度のボランティア活動については、開館準備に伴う休館期間と新型コロナウイルス感染症拡大の影響により制限され、参加延べ人数は前年度から1,175人減(△65.6%)となった。そのような中、感染症対策に意を用いながら歴史博物館に新設した考古資料洗浄室では文化財サポートボランティアによる遺物洗浄等の活動を、体験学習室では、れきし体験学習ボランティアの活動を再開した。					
課題	歴史博物館の事業運営は、市民ボランティア活動に支えられており、引き続き、新たなボランティアの養成や活動のさらなる活性化を図る必要があるとともに、新たなボランティア活動について検討していく必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動を再開させるとともに、活動の様子や成果を積極的に情報発信する。また、参加者の意見も聞きながら、新たなボランティア活動のあり方についての検討を行う。				○	

◆市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進 ＜主担当課：スポーツ推進課＞

		施策評価との関係				
目的	様々なスポーツ施策を通じて、健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合の向上を図る。	02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
取組と成果	健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合は45.6%となり、昨年度と比べて0.2%の減少となった。令和3年度に開催予定である東京オリンピックに関連する事業実施に向けて、大会組織委員会や兵庫県などの関係団体との協議・調整を行った。また、ワールドマスターズゲームズ2021関西においても、開催に向けた準備を進めてきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により1年間の開催延期となった。		○			
課題	市民の関心が高い東京オリンピックに関連した聖火リレーなどの施策を安全に実施し、また、新型コロナウイルス感染症の影響により市民の運動機会が減少したが、これを機会にスポーツや運動への意識付けや環境を整える必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	聖火リレーをはじめとした、東京オリンピックに関連した事業を実施することにより、市民のスポーツに対する関心を高める。また、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が延期となったワールドマスターズゲームズ2021関西については、開催に向けた準備に取り組むとともに、市イベントなどを活用した広報の実施を行う。					

◆社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進 <主担当課：スポーツ推進課>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館等の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。					
取組と成果	子どもが運動を始めるきっかけとなるよう、スポーツ振興事業団と共同し、新たに子ども向けがんばりカードの作成に取り組んだ。また、子ども向けスポーツ教室のステップアップしたクラスやニーズが高いクラスの拡充、新規受講者の獲得に向けた広報の充実を行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により約2か月間地区体育館の利用を休止したことから利用者数が96,693人減少した。		○			
課題	尼崎市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興事業団と一体となって、市民・利用者のニーズに沿った事業を展開するなど、本市のスポーツ施設の中核である記念公園や地域スポーツの拠点である地区体育館において、スポーツや運動に親しむ環境づくりを推進していく必要がある。また、施設の老朽化に対応するため、公共施設マネジメント計画等に沿った施設改修を利用者への影響を最小限に実施する必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	公共施設マネジメント計画に沿った、サンシビック尼崎の長寿命化改修工事や(仮称)健康ふれあい体育館の整備に向けた取組を行う。また、これまで地区体育館等を拠点として活動してきたスポーツ振興事業団のノウハウを生かし、子どもの体力向上や高齢者のフレイル予防に資する各種事業を地域に密着しながら積極的に展開する。さらに、子ども向けがんばりカードを小学校等に広く周知し、子どもの運動の励みとし、体力向上につなげる。					

◆図書に親しむ機会の創出 <主担当課：中央図書館>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	図書館事業の実施や、図書館以外で貸出・返却等のサービスを受けられる環境を整備することにより、市民の読書推進を図る。					
取組と成果	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおりの事業を実施することができなかったが、既存事業の実施方法を見直すなど、感染症対策に配慮した事業を行い、市民の読書活動を推進した。また、謎解きゲームイベント「消えた忍者尼丸を探せ!」をはじめ、尼崎城や歴史博物館と連携したイベントや展示を実施した。		○			
課題	コロナ禍においても図書に親しむ機会を創出する施策を講じ、市民の生涯学習・読書活動のさらなる推進、ひいては新型コロナウイルス感染症の影響で減少した貸出利用者数及び貸出冊数の増加を図る必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	従来の紙図書に加え令和3年度(7月予定)から電子書籍を導入し、非来館型サービスの拡充を図る。また、新型コロナウイルス感染症感染防止に配慮した事業の立案や、例年実施している事業の実施方法の見直しを行い、新たな生活様式に対応した事業を行う。					

◆図書館運営方針の進行管理 <主担当課：中央図書館>

		施策評価との関係				
		02-1	02-2	03-1	03-2	03-3
目的	本市図書館行政の目的や方針を明確にするとともに、各種施策において個々の取り組みの目標を具体的かつ明確にし、どこに重点を置くかなどの方向性を定め、計画的に取り組を進めるため図書館の運営方針を策定する。					
取組と成果	国や社会の動向、市民のニーズ等を調査・分析したうえで素案を作成し、様々な視点から今後の図書館についての意見を聴取した。これらを踏まえ、尼崎市総合計画及び尼崎市教育振興基本計画で掲げる目標を達成するための図書館の方向性を定めた、「尼崎市立図書館基本的運営方針」を策定した。	○				
課題	本方針を着実に推進し、目指すべき図書館像に近づくためには計画的かつ効率的に事業を展開する必要がある。また、事業を実施するだけでなく、定期的に点検・評価を行う方法を検討し、より効果的な図書館事業を行うための体制を整備する必要がある。	03-4	04-3	14-1	14-4	その他
令和3年度の取組方針 (新規・拡充等)	方針に定める各施策を着実に推進するために年間事業計画及び方針期間内の事業計画を作成し、それに基づいた事業を展開する。また、その進行状況について、第三者からの点検・評価を受ける仕組みをつくる。					

IV 外部有識者による総評

園田学園女子大学人間教育学部 教授 堀田 博史 氏

令和3年度教育委員会事務点検・評価報告書は、令和2年度の各施策（事業）の目的、それに対する取組と成果が、大変理解しやすく、具体的に書かれている。コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業によっては遅延や延期もあったが、概ね計画通りに進んでいると評価できる。

各事業の課題欄では、積み残された課題を明確に記述することで、令和3年度を取組方針が立てやすくなる。そこでは、何をいつまでにどうするのかを明記する必要があり、具体性のない「今後、検討する」などの表現が、ほとんどの事業で使用されていない点が評価できる。

各施策（事業）の執行状況について、気になった点をいくつかあげる。15ページ就学前教育のあり方の検討では、「ニーズの減少、減少が見込まれる」とあるが、その状況がこの文面からは予想できない。18ページからの義務教育では、取組と成果、課題に具体的な数値を示している事業がほとんどであるが、20ページあまっ子ステップ・アップ調査事業は具体的な数値が示されていない。37ページ学校施設マネジメント計画の策定では、取組と成果で、「実施計画案について検討を行った」と他の報告に比べ具体性に欠ける。46ページ教育支援体制の充実では、取組と成果で「教育支援員が行うべき業務の整理を行った」とあるが具体的な内容が想像できない。上記は、さらに詳しい記述が追記されることで、理解が促進されると考える。

また、書式の関係で難しいかもしれないが、報告書には事業ごとに、施策評価との関係を表で示されている。これにより他の施策名・施策の展開方向との関連がよく理解できる。さらに工夫をいただき、関連を数字表記ではなく、文字表記にすることで、ページめくりの手間も解消されると考える。

今回の事務点検・評価を通じて抽出された課題や方向性が今後の取組に活かされ、尼崎市の教育のより一層の充実を期待したい。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科（教職大学院） 教授 川上 泰彦 氏

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に追われる一年となった。令和元年度末から続いた休校措置とその後の段階的な活動再開を経験し、令和3年現在においても、以前の水準・内容での諸活動が完全に回復できているわけではない。

したがって、この事務点検・評価において「（令和元年度に）計画した施策が、計画通りの形で、どの程度実施できたか」ばかりを問うのは適切でない。令和2年度という不確実性の高い状況下においては、これまで以上に各施策の目的・目標が何かを意識し、それにどこまで近づけたかを検証するのがより適切である。これまで「してきたこと」を基準に令和2年度に「やりたいこと」を計画し、これが評価の基準となるのは勿論だが、状況に応じて「できること」を吟味し、どの程度「やるべきこと」の範囲に近づけたかどうかを検証する視点も大切である。このことは、今年度（令和3年度）以降もしばらく続くものであり、施策の目的・目標を見失わない（そのために施策の目的・目標を今一度確認する）ことが一層重要となる。

たとえば就学前教育等では「効果的」「効率的」な運用が目指されているが、これは投入する（金銭的・時間的・人的）資源が、十分な教育・保育の量や質に反映されるよう工夫・改善することを意味しており、資源の投入量を減らす意味ではない。十分な資源投入を確保しつつ、達成すべき教育・保育の量や質の水準を関係者間で共有しておく（投入量の切り下げを「効率的」と誤解しない）ことが重要になる。

また、学力定着支援事業では「学力の保証」の具体として低位層（C・D層）の底上げが明確に意識されている。こうした改善イメージ（低位層の底上げを「学力の保証」ととらえる）を、授業改善やあまっ子ステップ・アップ調査事業の活用といった、教員・学校単位の各施策でも明確に共有することが、取り組みの一貫性を生み、効果を高める。また、こうした「達成すべき価値」の共有は、コロナ禍での活動制限のように「次善の策」の検討が求められる場合において、「ゴール」を見失わず、手段と目的を混同・逆転させないためにも有効と考えられる。

同様の観点から、危機的事案の予防と対処では、学校・教員のリスク感度をどう高めるかを検討する必要がある。いじめ対応やいじめ防止研修、不登校対策や学校支援専門家派遣事業等の事業は、当然、事案の未然防止や事案発生時の早期対処が目的となる。その場合、いじめ等の事案に関する知識や対応への理解を深める一方で、それらの知識を「他人事」とせず「我が事」と受け止められることも重要である。オンライン・オンデマンドによる研修により、より多くの教員に知識が届けられるようになる一方で、当事者意識を高める工夫も別途必要となる。「当事者意識を身につけよう」と連呼しても効果は限定的なので、そうした意識が高まるような日常的な働きかけや工夫が求められる。

V 参考

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 施策（事業）一覧

各論	施策(事業)名	担当課	各論	施策(事業)名	担当課
1 就学前教育			7 教育環境の整備		
	就学前教育のあり方の検討	幼稚園・高校企画推進担当		学校環境における危機管理	保健体育課
	市立幼稚園一時預かり事業	幼稚園・高校企画推進担当		要保護・準要保護児童生徒就学援助	学事課
	幼保小連携推進事業	幼稚園・高校企画推進担当		学校給食費徴収管理関係事業	学校給食課
2 義務教育				小学校給食関係事業	学校給食課
	学力定着支援事業	学校教育課		給食調理業務委託関係事業	学校給食課
	授業改善推進事業	学校教育課		中学校給食関係事業	中学校給食担当
	英語教育推進事業	学校教育課		学校給食センター整備運営事業	中学校給食整備担当
	あまっ子ステップ・アップ調査事業	学び支援課		教育ICT環境の整備	学校ICT推進課
	体力・運動能力の向上	保健体育課		療養児等学習支援事業	学校ICT推進課
3 高等学校教育				校務員業務の執行体制の見直し	職員課
	尼崎高等学校特色づくり推進事業	幼稚園・高校企画推進担当	8 教員の育成・勤務環境の整備		
	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業	幼稚園・高校企画推進担当		部活動指導員の配置	保健体育課
4 豊かな心の育成、いじめ防止				スクール・サポート・スタッフの配置	職員課
	いじめ対応	いじめ防止生徒指導担当		教育支援体制の充実	職員課
	情報モラル教育支援員派遣事業	いじめ防止生徒指導担当		体罰防止研修	学び支援課
	学校支援専門家派遣事業	いじめ防止生徒指導担当		未来の学び研究事業	学校ICT推進課
	いじめ防止研修	学び支援課	9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実		
5 不登校対策				学社連携の推進	社会教育課
	教育支援室運営事業	こども教育支援課		人権啓発活動・リーダー育成事業	社会教育課
	不登校対策事業	こども教育支援課		少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業	社会教育課
	心の教育相談事業	こども教育支援課		地域学校協働本部と地域開放制度の一体的再構築	学校企画課
6 特別支援教育			10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供		
	インクルーシブ教育システム検討事業	特別支援教育担当		尼崎の歴史に関する魅力と情報の発信	歴史博物館
	特別支援教育サポートシステム事業	特別支援教育担当		歴史遺産の保存と活用	歴史博物館
	看護師派遣業務委託事業	特別支援教育担当		市民と共に歩む博物館の推進	歴史博物館
	スクールバス運転等事業	特別支援教育担当		市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進	スポーツ推進課
7 教育環境の整備				社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進	スポーツ推進課
	各種施設整備事業	施設課/設備整備担当		図書に親しむ機会の創出	中央図書館
	学校施設マネジメント計画の策定	施設課/設備整備担当		図書館運営方針の進行管理	中央図書館
	衛生的なトイレの整備	施設課/設備整備担当			

令和3年度教育委員会事務点検・評価報告書

(令和2年度事業・取組)

発 行 令和3年8月

編集・発行 尼崎市教育委員会

〒661-0024

兵庫県尼崎市三反田町 1-1-1

電話 06-4950-5657 FAX 06-4950-5658